

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される者は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和3年2月12日

中国地方整備局

倉吉河川国道事務所長 山田 明

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 活動場所 倉吉河川国道事務所において管理する河川、砂防及び国道を対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、倉吉河川国道事務所において管理する一級河川天神川水系及び一般国道9号において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに倉吉河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地籍調査業務」に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。なお、令和3年4月1日時点において、令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地籍調査業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

(5) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。

イ) 技術士（建設部門）を有する者。

ウ) RCCMを有する者。

エ) 博士（工学）

オ) 測量士を有する者。

(6) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。

この説明書において「申請書」という。の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 本店、支店又は営業所が、鳥取県中部地方生活圏又は西部地方生活圏にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者と行います。

(2) 応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

4. 担当部局

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1丁目18

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川管理課 管理第二係

TEL 0858-26-6237 内線 334

FAX 0858-26-8200

5. 募集要領の配布

募集要領については、以下のとおり配布します。

① 配布期間：令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

②配布場所：4. に同じ

なお、倉吉河川国道事務所のホームページで入手可能。

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

ア) 申請書に申請者印を押印するか、または押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人として支社等の併記をお願いします。

イ) 押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載してください。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

②一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④活動の実施体制【別記様式3】

※2.(5)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

⑤ドローンの活用【別記様式3】

※ドローンの対応可能な項目および依頼から実働までの所要時間を記載してください。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4.に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和3年2月12日（金）から令和3年2月19日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4.に同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期間：質問を受理してから適宜に、令和3年2月26日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場所：4.に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤契約締結及び費用の支払いについて

基本契約締結後において、出動を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出動及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。

⑥協定書の発行

協定書の発行にあたっては、本書を2通作成し各々の記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省

中国地方整備局

倉吉河川国道事務所長 山田 明 殿

住 所

会 社 名 ○○コンサルタント(株)

代表者 氏名

令和 3 年 2 月 12 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 6 . (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書 6 . (1)④に定める活動の実施体制を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 倉吉 太郎

部 署 : ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号 : (代) ○○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○)
F A X ○○○-○○○-○○○○

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2つ以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：○○○-○○○

連絡先2：○○○-○○○

注1) 代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を
(連絡先は2つ以上) を明記してください。

(別記様式 2)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名 :

技術者氏名 ^(フリガナ)	○○ ○○ ○○ ○○	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所属・役職			
保有資格	技術士(部門: 登録番号: RCCM(部門: 登録番号: 測量士 登録番号 その他(

(別記様式 3)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：○○コンサルタント㈱

○本活動を管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載すること。

○緊急時に準備できる作業員数

○○人

※技術員、測量補助員以上

○ドローンの活用

災害時にドローンを活用した撮影の可否および依頼から実働までの所要時間を記載願います。

ドローンの活用	可 · 否
可能作業 ※A～E作業の該当するものを記載すること。また、これ以外があれば記載すること。	A : 斜め、鉛直静止画写真 B : 動画 C : オルソ画像 D : 3D画像（画像使用） E : 地表面の3次元データ（レーザーフローライフ使用）
実働までの所要時間	○○時間程度

※ 所要時間は、倉吉河川国道河川事務所に持参できる時間を想定すること。

※ ドローンの活用の有無によって、契約締結に影響するものではありません

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し →必須提出
- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式2） →必須提出
- 直接的かつ恒常的(3箇月以上)な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式3） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長 山田 明（以下、「甲」という。）が管理する一級河川天神川水系、天神川水系砂防及び一般国道9号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、倉吉河川国道事務所管内（以下、「実施区域」という。）とする。

ただし、甲が実施区域外における協力を要請した場合には、乙は実施区域外における活動に可能な限り協力するものとする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域等における災害状況の把握・報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、倉吉河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第6条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で隨時加入する方式と直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第8条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(協定期間)

第12条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　国土交通省　中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　　山田　明

乙　　株式会社　○○コンサルタント
代表取締役社長　　○○　○○